



平成 17 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 シ ー ケ ー デ ィ 株 式 会 社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 神 田 草 平  
(コード番号6407 東証・名証1部)  
連 絡 者 氏 名 取 締 役 財 務 部 長 内 村 侃  
T E L ( 0 5 6 8 ) 7 4 - 1 0 0 2

## 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件決定に関するお知らせ

平成 17 年 3 月 30 日開催の取締役会において発行を決議いたしました 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行条件等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株予約権に関する事項

転換価額 1 株につき 839 円

・ 決定日(平成 17 年 3 月 30 日)における株価等の状況

(イ)上記の株式会社東京証券取引所の株価(終値) 762 円

(ロ)アップ率  $\{(\text{転換価額})/(\text{株価(終値)})-1\} \times 100$  10.10%

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額を転換価額という。

#### 2. 本新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離して譲渡できず、それが行使されると本社債による代用払込があったものとみなされること及び本新株予約権付社債の市場性を考慮して、その発行価額を無償とし、更に、本社債の発行価額を本社債額面金額とすること及び本社債に利息を付さないこと並びに本新株予約権の行使の条件及び本新株予約権の目的である当社普通株式の株価の動向を考慮して、その行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初の転換価額は平成 17 年 3 月 30 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10.10%上回る額とした。

#### (ご参考)

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1) 発行決議日     | 2005 年 3 月 30 日        |
| (2) 条件決定日     | 2005 年 3 月 30 日        |
| (3) 申込期間      | 該当なし                   |
| (4) 発行日(払込期日) | 2005 年 4 月 20 日(スイス時間) |

以上

ご注意：この文書は、当社が 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。